## Ⅲ、子育てネットワークの運営(ネットワーク連絡会)

1. 子育て支援ネットワーク運営要綱

(目的)

第1条 子育て支援ネットワーク連絡会(以下、「ネットワーク連絡会」という。)は、地域における子育てを総合的に支援するために、子育て支援に関わる関係機関・団体が密接な連携を図り、適切なサービスの提供および児童の健全育成の支援ができる体制を整備することを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 所掌事項は次のとおりとする。
  - (1) 子育て支援を目的とした連携に関する協議、調整
  - (2) 施策等の情報交換および子育て支援を推進するための協議
  - (3) その他必要な事項の協義

(組織)

- 第3条 ネットワーク連絡会は、別に定める関係機関及び団体によって構成する。
- 2 ネットワーク連絡会は、次の組織によって運営する。
  - (1) 代表者連絡会

子育て支援に関わる関係機関・団体の代表者で構成し、子育て支援サービスの課題整理およ び関係機関・団体の円滑な連携を図れるよう必要な協議、情報交換を行う。

(2) 実務者連絡会

子育て支援に関わる関係機関・団体の実務者で構成し、児童の健全育成のため子育て支援サービスの適切な提供や情報交換、必要な協議を行う。

(会議)

- 第4条 代表者連絡会は、年1回程度開催する。
- 2 実務者連絡会は、年数回開催する。
- 3 会議は、構成員の他、必要と認める者の出席および関係機関に対し資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 ネットワーク連絡会に関する庶務は、こども家庭支援室で行う。

(守秘義務)

第6条 ネットワーク連絡会の構成員または構成員であったものは、ネットワーク連絡会の運営に おいて知り得た個人の情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはなら ない。

(他機関との連携)

第7条 地域の児童の健全育成等を図るため、「要保護児童対策地域協議会」と連携する。 (その他)

第8条 この要綱に定める事項の他、運営に関して必要な事項は、事務局において定める。

附則 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。